環境省からのお知らせ

宗教的物品の処分について

ご自宅等にある宗教的物品(仏壇・神棚など)の処分を希望される場合は、魂抜きなどを各自で行っていただいたうえで小型の物は可燃・不燃に分別し、中身の見える袋に入れてごみステーションへお出しください(町内全域)。大型の仏壇・神棚などは、粗大ごみとして回収業者(※1)へお申込みください(帰還困難区域以外)。

除染作業で集められた残置物の回収を行っています

環境省による除染作業の際に外にあった物を集めたフレコンバッグは、順次、回収業者 (※1)による回収を進めています。必要な物が含まれている場合は早めに確認し、各ご家庭で移動・保管するようお願いします。

また、早急に回収を希望される場合は、回収業者(※1)へ直接お申込みください。

家屋等のリフォームで出る廃材の処分について

自宅等のリフォームを業者に依頼した場合、そこで発生した廃材等については、産業廃棄物の扱いとなるため、リフォームした業者の責任で処分をしなければなりません。不明な点は業者の方が、福島県産業廃棄物協会(※2)までお問い合わせください。

家屋等の解体の受付を行っています

(避難指示解除準備区域および居住制限区域)

被災した家屋等の解体の受付を行っています。希望される方は、家屋の解体申請受付センター(※3)、または相談窓口(※4)までお問い合わせください。受付をしてから工事までかなりの期間を要しますので、お早めにご相談ください。

廃棄物等の回収申込み先

(※1) 双葉運輸株式会社コールセンター

00120(46)5175

受付時間: 8 時30分~17時 (土日・祝日を除く)

M0120(46)0232

(24時間受付)

産業廃棄物の処分に関する問い合わせ先

(※2) 福島県産業廃棄物処理協会

024 (524) 1953

受付時間: 8 時30分~17時 (土日・祝日を除く) 被災家屋等の解体受付に関する 申込み・相談窓口

株式会社高島テクノロジーセンター

(※3) 家屋の解体申請受付センター

<u>00</u>0120(603)016

受付時間:8時30分~16時30分(土日・祝日を除く)

(※4) 除染および災害廃棄物等に関する 相談窓口

00120(505)043

受付時間:9時~17時 (土日・祝日を除く)